⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。 ⑸　「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。 ４．第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針 特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等についてそれぞれ具体的に記載すること。 ５．法第34条の２の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項 第52条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。 ６．取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定とを区分して経理する旨を記載するとともに、区分して経理する方法について具体的に記載すること。 ７．収益の見通し 協同組織金融機能強化方針の提出後５年間の収益の見通しの概要について、計数を用いるなど具体的な記載に努めること。 ８．農林中央金庫の剰余金の処分の方針 配当に対する方針を記載すること。 ９．農林中央金庫の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針を記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項を併せて記載すること。 10．資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項 ⑴　「申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項」については、法第34条の２の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するため、例えば、農水産業協同組合等における区分経理の実施状況及び資金の管理体制を審査する体制について具体的に記載すること。 ⑵　「対象資金が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項」については、第54条第２号イからハまでに掲げる措置を講ずるための体制を含む対象資金（同号に規定する対象資金をいう。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制について、それぞれ具体的に記載すること。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	